

地方公共団体における再犯防止の取組を促進する
ための協議会 中国・四国ブロック協議会

米子市の「再犯防止推進計画」 と「重層的支援体制整備事業」

令和5年10月24日(火)

米子市 総合政策部 人権政策課
福祉保健部 福祉政策課



米子市再犯防止推進計画(概要版)

計画期間(令和3年度～令和7年度)

★背景★

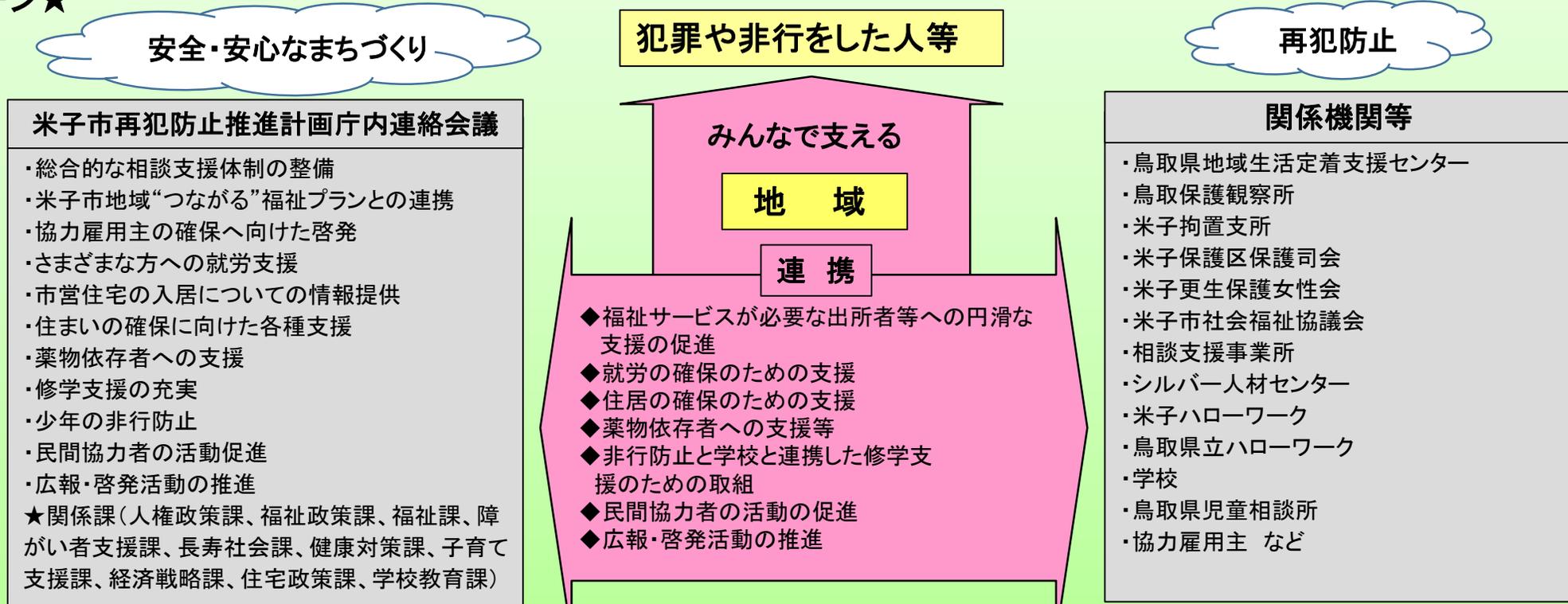
近年、刑法犯による検挙者数は減少傾向にある中で、検挙者数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、平成30年及び令和元年は48.8%と、調査の開始(昭和47年)以降、過去最高。

安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、現在、米子市で取り組んでいる福祉、医療、保健等の施策を踏まえ、「米子市再犯防止推進計画」を策定し、立ち直りに困難を抱える犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるため、必要な施策を推進。

★基本方針★

- ①支援制度の適切な利用促進
- ②非行の防止と学校等と連携した修学支援
- ③民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

★計画イメージ★



米子市の「再犯防止推進計画」 策定の経過

取組状況	日程	内容
庁内関係課へのヒアリング	令和2年10月～令和3年4月	庁内関係課の取組状況確認
外部関係機関へのヒアリング	令和3年5月～令和3年6月	外部関係機関から計画策定に向けた意見聴取
計画策定庁内連絡会議	令和3年6月3日	庁内関係課及び外部関係機関へのヒアリングをふまえ計画案を協議
計画案への関係機関からの意見聴取(書面、メール)	令和3年6月	計画案への意見聴取
庁内連絡会議からの意見聴取(メール)	令和3年6月	外部関係機関の意見をふまえた計画修正案への意見聴取
計画素案の作成		外部関係機関及び庁内関係課の意見をふまえ、パブリックコメント用計画素案を作成
パブリックコメント	令和3年7月5日～8月4日	
計画策定庁内連絡会議(書面開催)	令和3年8月	パブリックコメントをふまえた計画案への意見聴取

* 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、書面、メールでの意見聴取が主体となっている

米子市の「再犯防止推進計画」 計画の構成(章立て)

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本方針

第3章 再犯防止等に関する取組

- 1 支援制度の適切な利用促進のための取組
 - (1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進
 - (2) 就労の確保のための支援
 - (3) 住居の確保のための支援
 - (4) 薬物依存者への支援等
- 2 非行の防止と学校等と連携した修学支援のための取組
- 3 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組
 - (1) 民間協力者の活動の促進
 - (2) 広報・啓発活動の促進

第4章 推進体制

- 1 関係機関との連携・協力
- 2 庁内の実施体制

資料 犯罪統計データ

犯罪の防止等の推進に関する法律
用語解説



米子市の「再犯防止推進計画」 再犯防止等に関する取組

1 支援制度の適切な利用促進のための取組

(1) 福祉サービスが必要な出所者等への円滑な支援の促進

- ①総合的な相談支援体制による包括的な支援
- ②「米子市地域“つながる”福祉プラン」との連携

(2) 就労の確保のための支援

- ①協力雇用主の確保へ向けた啓発
- ②生活困窮者自立支援事業による支援
- ③生活保護受給者等就労支援事業による支援
- ④障がい者への就労支援
- ⑤高齢者への就労支援

(3) 住居の確保のための支援

- ①市営住宅への入居
- ②住居確保給付金事業による支援
- ③あんしん賃貸支援事業による支援
- ④鳥取県家賃債務保証事業による支援

(4) 薬物依存者への支援等

- 関係機関と連携した相談支援体制についての情報提供
- 薬物使用を防止するための広報・啓発
- 小中学校での薬物乱用防止教室の開催

2 非行の防止と学校等と連携した修学支援のための取組

- ①修学支援の充実
- ②少年の非行の防止

3 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

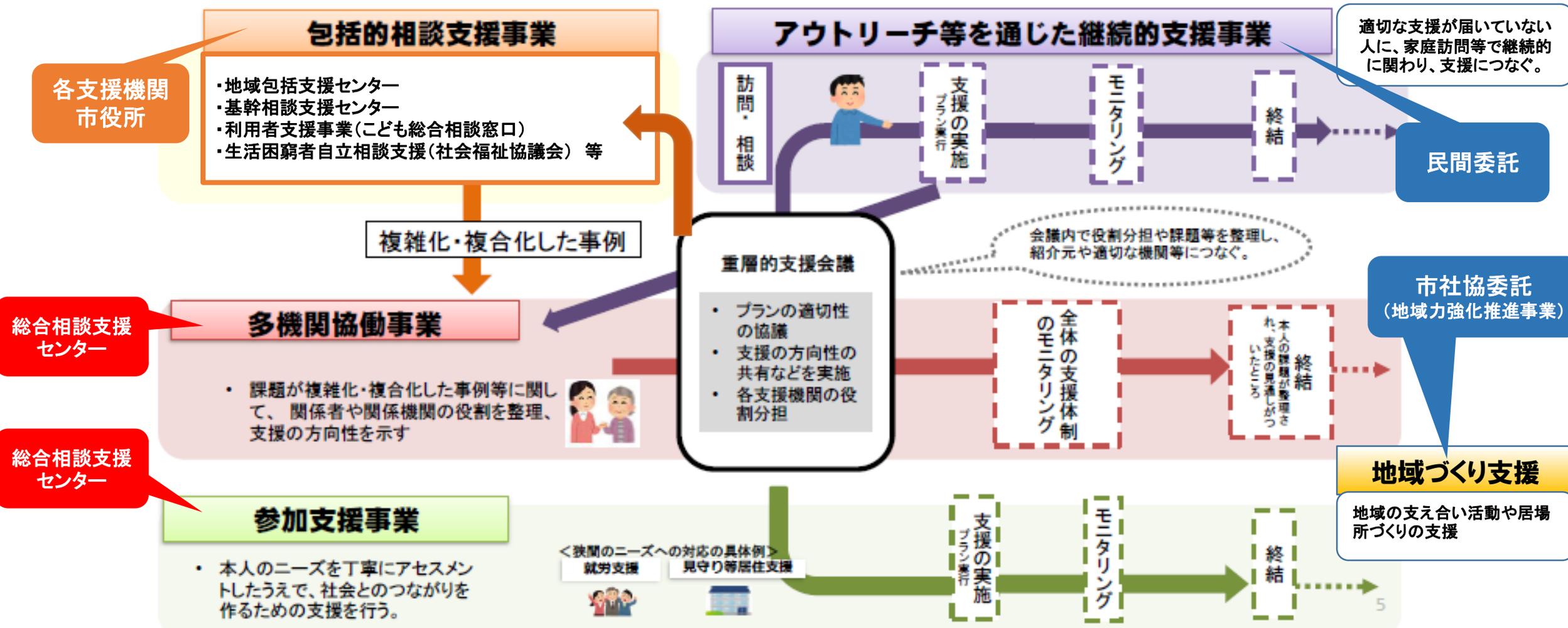
- 保護司会・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主等の活動についての広報、人材確保の協力
- 市の広報・ホームページ等による更生保護ボランティアについての広報

(2) 広報・啓発活動の促進

- 「社会を明るくする運動」の意義の周知
- 保護観察所や保護司会・更生保護女性会・BBS会など更生保護ボランティアと連携しての広報
- 「社会を明るくする運動開始式」の積極的な支援

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、各支援機関や市役所で包括的に相談を受け止める。（包括的相談支援事業）
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- 必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」

包括的相談支援の中核的役割を担う拠点として、ふれあいの里1階に令和4年4月開設。

「えしこに」とは…

「いい具合に」という米子市の方言です。

○福祉の総合相談窓口

市民からの福祉に関するあらゆる相談への対応

○多機関による協働支援のコーディネート・バックアップ

- ・複合化・複雑化した課題や、既存の制度では対応できない課題を整理し、支援調整、チームによる伴走型支援
- ・支援会議の開催、多機関協働による支援プラン作成、役割決め、支援員のバックアップ、人材育成等
- ・支援ネットワークの構築

○社会参加支援・ひきこもりの方の支援

- ・社会資源を活用した社会とのつながり作り
- ・アウトリーチ支援、住居確保支援、就労支援等の一体的運用

○成年後見制度利用支援

- ・成年後見に関する一次相談対応、制度利用支援、支援ネットワークの管理等

○地域包括支援センター業務

- ・ふれあいの里地域包括支援センターを統合し、既存の業務を引き継ぐ

総合相談支援センター「えしこに」を中核とした包括的相談支援体制

【包括的相談支援の中核的役割】

福祉の総合相談窓口

多機関協働事業

- ・複合化・複雑化した課題や、既存のサービスや制度では対応できない課題に対応
- ・支援会議の開催、支援プラン作成、役割決め
- ・支援機関のバックアップ、人材育成

参加支援事業・アウトリーチ支援事業

- ・社会資源を活用した社会とのつながり作り
- ・引きこもり支援、住居確保支援、就労支援と連携した伴走支援

地域包括支援センター業務

- ・ふれあいの里包括担当エリア
- ・成年後見制度利用支援

総合相談支援センター えしこに

総合相談支援員

地域包括支援センター
(職員出向)

総合相談と地域活動との協働

【地域支援】

地域福祉活動支援員
(市社協へ委託)

公民館

- ・福祉課題の発見
- ・個別事例と社会資源のつなぎ
- ・新たな資源開発
- ・地域活動支援
- ・人材育成

断らない相談マネージャー

- ・各課職員の中から指名
- ・あらゆる相談を受け止める意識づけ・体制づくりの推進

福祉政策課

長寿社会課
マネージャー

【市役所】

断らない相談支援体制
すべての窓口で相談を受け止め、適切につなぐ体制
・各課に「断らない相談マネージャー」を配置
・既存制度で対応できない課題は、連携して対応
・「断らない相談」の実践のための職員研修の実施

福祉課
マネージャー

障がい者支援課
マネージャー

健康対策課
マネージャー

地区担当保健師

こども総本部(ふれあいの里)

マネージャー

マネージャー

マネージャー

障がい者基幹相談 支援センター

地域包括支援
センター

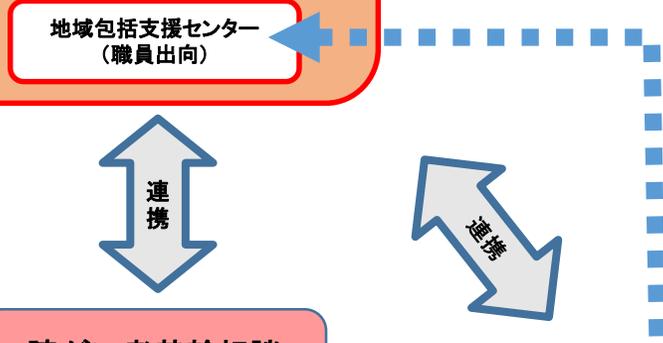
【相談支援機関等】

一般相談支援
事業所

**包括的相談支援事業
(断らない相談)**
・分野を越えた相談の受けとめ
・多機関協働事業との連携
・支援会議・ネットワーク会議への参加

生活困窮者自立
相談支援事業
【市社協】

利用者支援事業
【市】



総合相談支援センター「えしこに」を中核とした包括的相談支援体制

相談体制のイメージ図

